総財務第１０９号
平成21年４月１日

各都道府県総務部長　殿
(財政担当課及び市区町村担当課)
各指定都市財政局長　殿

総務省自治財政局財務調査課長

財政健全化計画の策定等に当たっての留意事項について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「法」という。）は、平成21年４月１日から全面的に施行され、法の規定に基づき、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合（当該健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上である場合を除く。）には、財政健全化計画を定めなければならないこととなります。

ついては、財政健全化計画の策定に当たっての留意事項を次のとおり定めたので通知します。

また、各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村にも周知いただくようお願いします。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の４（技術的な助言）に基づくものです。

記

第一　財政健全化計画策定の対象となる地方公共団体等

１　財政健全化計画策定の対象となる地方公共団体（法第４条関係）

法に基づき財政健全化計画を策定しなければならない地方公共団体は、当該年度の前年度の決算に基づき算定された健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上（当該健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上である場合を除く。）である地方公共団体であること。

ただし、既に財政健全化計画若しくは財政再生計画を定めている場合又は次の２に該当する場合は、この限りでない。

２　財政健全化計画の策定を要しない場合（法第４条関係）

当該年度の前年度の健全化判断比率のすべてが早期健全化基準未満である場合であって、当該年度の翌年度の健全化判断比率のすべてが早期健全化基準未満となることが確実であると認められるときは、１にかかわらず財政健全化計画の策定を要しないこと。

この場合、当該地方公共団体の長は、当該年度の翌年度の健全化判断比率のすべてが早期健全化基準未満となることが確実であると認められると判断した客観的理由について、直ちに、当該地方公共団体の議会及び住民に対して明らかにし、かつ、総務大臣に報告しなければならないが、この判断に当たっては、当該年度の健全化判断比率が早期健全化基準以上となっている事実にかんがみ、慎重な分析が必要になること。

３　その他（法第８条関係）

財政健全化団体が財政再生計画を定めたときは、当該財政健全化団体の財政健全化計画は、その効力を失うとされていること。

第二　財政健全化計画の策定手続等

１　財政健全化計画の策定期限（法第４条関係）

財政健全化計画は当該年度の末日までに策定することとされていること。

２　財政健全化計画の策定手続（法第５条関係）

財政健全化計画を策定することになる場合は、以下のような手続を経る必要があり、年度内に財政健全化計画を策定するためには、各手続の進行管理に十分注意すること。

①　地方公共団体の決算の調製
②　健全化判断比率の算定
③　健全化判断比率の監査委員の審査
④　健全化判断比率の議会報告・公表
⑤　個別外部監査の要求等（「第六　個別外部監査契約に基づく監査」参照）
⑥　財政健全化計画の議会の議決・公表

３　財政健全化計画の公表及び報告（法第５条関係）

地方公共団体が財政健全化計画を定めたときは、速やかに、これを公表するととも

に、都道府県及び指定都市にあっては総務大臣に、市町村及び特別区にあっては都道府県知事に、報告しなければならないこと。この場合において、当該報告を受けた都道府県知事は、速やかに、当該財政健全化計画の概要を総務大臣に報告しなければならないこと。

当該公表は、住民自治による財政の健全化を推進する上で必要なものであり、当該財政健全化団体が取り組もうとする財政の早期健全化の基本方針や具体的な方策について、分かりやすく公表するよう努めること。

４　財政健全化計画の実施状況の報告及び公表等（法第６条関係）

財政健全化団体の長は、毎年９月 30 日までに、前年度における決算との関係を明らかにした財政健全化計画の実施状況を議会に報告し、かつ、これを公表するとともに、都道府県及び指定都市の長にあっては総務大臣に、市町村及び特別区の長にあっては都道府県知事に報告しなければならないこと。この場合において、当該報告を受けた都道府県知事は、速やかに、その要旨を総務大臣に報告しなければならないこと。

財政健全化計画の実施状況の公表は、当該財政健全化団体の財政の早期健全化の取組が計画に沿って着実に実施されているかどうか、住民等から不断のチェックを受けることを目的としているものであることから、前年度の決算との関係等について分かりやすく公表するよう努めること。

５　その他

財政健全化計画の策定又は変更に関連して予算の調製、条例等の制定改廃等が必要となる場合には、当該計画が速やかに実効性あるものとなるよう、財政健全化計画の策定又は変更に関する議会の議決と同時に、これらの手続を行うことが適当であること。

第三　財政健全化計画の内容等

１　財政健全化計画の策定に当たっての基本的な考え方（法第４条関係）

(1) 財政健全化計画には、健全化判断比率を計画的に改善するための方策を定めるとともに、事務事業の見直し、組織の合理化等歳出の削減措置及び地方税、使用料等歳入の増収措置等により計画的な財政構造の改善を図り、当該地方公共団体の健全かつ持続的な財政運営を確立するための基礎となるべき方策を定めるものであること。

(2) 財政の早期健全化を確実に推進するためには、住民等の理解と信頼を得ることが

不可欠であり、当該財政健全化団体が総力を挙げて行財政改革に取り組むとともに、適切に説明責任を果たし、その基本方針や取組内容を財政健全化計画に分かりやすく示すことが必要であること。

(3) 財政健全化計画を定めるに当たっては、健全化判断比率が早期健全化基準以上となった要因についての客観的かつ的確な分析が前提となること。この分析に当たっては、これまでの監査委員や外部監査人による監査における指摘事項を十分踏まえること。

(4) 財政健全化計画には、財政の早期健全化を図るために必要な最小限度の期間内に、計画目標を達成するための行財政上の措置が盛り込まれることとなるが、これらの措置を定めるに当たっては、当該計画の実行可能性を確保する観点から慎重な検討が行われる必要があること。

(5) 財政健全化計画は、その達成に必要な当該地方公共団体の各会計ごとの取組が明らかになるよう定めなければならないこと。各会計における改善措置とそれに応じた健全化判断比率の改善を関連付け、当該地方公共団体のどの会計の取組が財政の早期健全化に寄与しているのか明らかにする必要があること。その際、会計間の経費の負担区分についても明らかにしておく必要があること。

(6) 財政健全化計画に基づく取組の結果、期待される財政上の効果額を明らかにすること。

２　他の計画との調整（法第 25 条関係）

経営健全化団体が財政健全化計画を定めるに当たっては、当該財政健全化計画と当該経営健全化計画との整合性の確保を図らなければならないこと。

また、当該地方公共団体において既に策定されている行財政運営上の計画と財政健全化計画が一体となって、財政の早期健全化が図られるよう、計画間の調整を行うこと。

３　財政健全化計画の内容（法第４条関係）

財政健全化計画は、財政の状況が悪化した要因の分析の結果を踏まえ、財政の早期健全化を図るため必要な最小限度の期間内に、実質赤字額がある場合にあっては一般会計等における歳入と歳出との均衡を実質的に回復することを、連結実質赤字比率、実質公債費比率又は将来負担比率が早期健全化基準以上である場合にあってはそれぞれの比率を早期健全化基準未満とすることを目標として、次に掲げる事項について

定めるものであること。

① 健全化判断比率が早期健全化基準以上となった要因の分析
② 計画期間
③ 財政の早期健全化の基本方針
④ 実質赤字額がある場合にあっては、一般会計等における歳入と歳出との均衡を実質的に回復するための方策
⑤ 連結実質赤字比率、実質公債費比率又は将来負担比率が早期健全化基準以上である場合にあっては、それぞれの比率を早期健全化基準未満とするための方策
⑥ 各年度ごとの④及び⑤の方策に係る歳入及び歳出に関する計画
⑦ 各年度ごとの健全化判断比率の見通し
⑧ その他財政の早期健全化に必要な事項

(1) 健全化判断比率が早期健全化基準以上となった要因の分析（法第４条第２項第１号関係）

健全化判断比率が早期健全化基準以上となった要因を分析し、財政悪化の原因となった会計や事務事業等を特定する必要があること。当該会計や事務事業等について、財政悪化につながった具体的事実関係を明らかにすること。

この分析に当たっては、財政の健全化のために改善が必要と認められる事務の執行に対する個別外部監査の結果を真摯に踏まえて、検証を行うこと。

(2) 計画期間（法第４条第２項第２号関係）

財政健全化計画の計画期間は、財政の早期健全化を図るため必要な最小限の期間内とすること。なお、計画期間の長期化によって計画策定時に想定した経済環境等が変化する可能性が高くなることからも、可能な限り短期間で計画目標を達成することが重要であること。

(3) 財政の早期健全化の基本方針（法第４条第２項第３号関係）

財政の早期健全化の基本方針には、財政健全化計画に基づき実施する行財政上の措置の要綱を簡潔にとりまとめ記載すること。この場合、財政健全化計画を策定する以前から取り組まれてきたもの、取組の内容を充実させるもの、新たに取り組まれるもの等の区別を、健全化判断比率が早期健全化基準以上となった要因と関連付けながら分かりやすく記載することが望ましいものであること。

(4) 実質赤字額がある場合における一般会計等における歳入と歳出との均衡を実質的に回復するための方策（法第４条第２項第４号関係）

具体的な措置の内容を記載するとともに、その実施に係る具体的な

① 目標数値

② 実施時期

③ 当該措置により解消する赤字額及び改善される実質赤字比率の数値

についても併せて記載し、計画内容をより明確化することが望ましいこと。

(5) 連結実質赤字比率、実質公債費比率又は将来負担比率が早期健全化基準以上である場合においてそれぞれの比率を早期健全化基準未満とするための方策（法第４条第２項第５号関係）

具体的な措置の内容を記載するとともに、その実施に係る具体的な

① 目標数値

② 実施時期

③ 当該措置により改善する健全化判断比率の数値

についても併せて記載し、計画内容をより明確化することが望ましいこと。

(6) 各年度ごとの(4)及び(5)の方策に係る歳入及び歳出に関する計画（法第４条第２項第６号関係）

① 実質赤字額がある場合における一般会計等における歳入と歳出との均衡を実質的に回復するための方策及び連結実質赤字比率、実質公債費比率又は将来負担比率が早期健全化基準以上である場合におけるそれぞれの比率を早期健全化基準未満とするための方策の具体的な措置の結果生じることが見込まれる歳入及び歳出面での効果額を、各年後ごと及び関係する会計ごとにとりまとめて記載すること。

② 歳入の見込みに当たっては、あらゆる資料に基づいて正確にその財源を補そくし、かつ、経済の現実に即応してその収入を算定する必要があること。

③ 歳出の見込みに当たっては、法令の定めるところに従い、かつ、合理的な基準によりその経費を算定する必要があること。

(7) 各年度ごとの健全化判断比率の見通し（法第４条第２項第７号関係）

各年度ごとの健全化判断比率は、財政健全化計画に定められた行財政上の措置を受けて算定されるものであることから、当該措置と健全化判断比率との関係について、適宜簡潔な説明を加えることが望ましいこと。

(8) その他財政の早期健全化に必要な事項（法第４条第２項第８号関係）

健全化判断比率の改善に与える効果自体を直ちに測ることは困難であるものの、財政の早期健全化に資する事務処理の効率化等の取組についても、具体的に記載するものであること。

第四　財政健全化計画の変更

１　財政健全化計画の変更に係る手続（法第５条関係）

(1) 財政健全化計画を変更する場合は、議会の議決を経て定めなければならないこと。

(2) 財政健全化計画を変更した場合には、速やかにこれを公表するとともに、都道府県及び指定都市にあっては総務大臣に、市町村及び特別区にあっては都道府県知事に報告しなければならないこと。この場合において、当該報告を受けた都道府県知事は、速やかに、当該財政健全化計画の概要を総務大臣に報告しなければならないこと。

当該公表は、住民自治による財政の健全化を推進する上で必要なものであり、当該財政健全化団体が取り組もうとする財政の早期健全化の基本方針や具体的な方策について、分かりやすく公表するよう努めること。

ただし、以下に該当する軽微な変更の場合には、計画変更の公表及び総務大臣又は都道府県知事への報告は不要であること。

① 行政区画、郡、区、市町村若しくは特別区内の町若しくは字若しくはこれらの名称の変更、地番の変更又は住居表示に関する法律（昭和 37 年法律第 119 号）第３条第１項及び第２項若しくは第４条の規定による住居表示の実施若しくは変更に伴う変更

② ①に掲げるもののほか、誤記の訂正、人又は物の呼称の変更その他これらに類する記載事項の修正に伴う変更

２　財政健全化計画の変更の理由

財政健全化計画を変更する必要があると認められる場合としては、大規模な災害の発生等計画の策定時に予想することが困難であった事情が発生し、従前の財政健全化計画による財政の早期健全化が困難であり、その変更がやむを得ない場合に限られるものであること。

なお、計画期間を延長するような計画変更は、原則として行うべきではないこと。

第五　財政の早期健全化の完了

１　財政の早期健全化の完了報告等（法第 27 条関係）

財政健全化計画による財政の早期健全化が完了した地方公共団体の長は、財政健全化計画による財政の早期健全化が完了した年度の翌年度の９月 30 日までに、当該年度の前年度における決算との関係を明らかにした財政健全化計画の実施状況及び財政の早期健全化が完了した後の当該地方公共団体の財政の運営の方針を記載した書類（以下「財政健全化計画完了報告書」という。）を添えて、財政の早期健全化が完了した旨を議会に報告し、かつ、当該財政健全化計画完了報告書を公表するとともに、都道府県及び指定都市の長にあっては総務大臣に、市町村及び特別区の長にあっては都道府県知事に、当該財政健全化計画完了報告書を添えて財政の早期健全化が完了した旨を報告しなければならないこと。この場合において、当該報告を受けた都道府県知事は、速やかに、その要旨を総務大臣に報告しなければならないこと。

２　財政の早期健全化が完了した後の財政の運営の方針

(1) 財政の早期健全化が完了した後も、一般会計等以外の特別会計において実質赤字額又は資金の不足額がある場合には、可能な限り早期に当該実質赤字額及び資金の不足額を解消するよう努めるべきであること。

(2) 財政健全化計画に基づき実施していた行財政上の措置を計画の完了に伴い中止した場合等において、健全化判断比率が再び悪化することのないように注意すること。

第六　個別外部監査契約に基づく監査（法第 26 条関係）

(1) 財政健全化計画を定めなければならない地方公共団体の長は、これらの計画を定めるに当たっては、あらかじめ、当該地方公共団体の財政の健全化のために改善が必要と認められる事務の執行について、監査委員に対し、個別外部監査契約に基づく監査を要求しなければならないこと。

(2) 具体的な事務手続は次のとおりであり、年度内に財政健全化計画を策定する必要があることから、速やかに事務処理を行うこと。

① 長が監査委員に対し、地方自治法第199条第６項の規定に基づく監査を行い、かつ、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを要求

② 監査委員がそれについて意見を長に通知（地方自治法第 252 条の 41 第３項）

③ その意見とともに、長は個別外部監査契約に基づく監査によることについて議会に付議（地方自治法第 252 条の 41 第４項において準用する同法第 252 条

の 39 第４項）

④　③の議会の議決を経た場合には、長は監査委員の意見を聴いて個別外部監査契約を議会の議決を経て締結（地方自治法第 252 条の 41 第４項において準用する同法第 252 条の 39 第５項及び第６項）

なお、③と④の議会の議決は同じ議会で処理することとしても差し支えないこと。

(3) 当該地方公共団体の財政の健全化のために改善が必要と認められる事務の執行については、当該地方公共団体の長が選定することとなるが、個別外部監査の結果が実効性のある財政健全化計画の策定に資するものとなるよう、財政の状況が悪化した要因の分析の結果等を踏まえ、適切なテーマを選定すること。